

ラーケーション～体験活動推進日～ 実施要項

茨城県立下妻第二高等学校

1. 「体験活動推進日」とは

生徒が校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保することを目的とした制度です。この制度を通して、自己の在り方生き方を考えたり、探究的な学習活動をしたりして、これからの社会で必須な資質能力である問題解決能力などを身につけることがねらいです。

2. 内容

年5日以内に限り取得できます。取得した日は欠席扱いになりません。なお、残日数を翌年度に繰り越すことはできません。

3. 申請方法

※申請書の提出とフォームへの入力（下記のQRコード）により申請してください。

①所定の「ラーケーション（体験活動推進日）利用計画・申請書」に必要事項を記入し、原則、取得の1週間前までに担任に提出してください。

その際、保護者氏名欄は保護者の方の自署をお願いします。

②やむを得ず1週間を切ってから申請する場合は、必ず保護者の方からの電話連絡をお願いします。

③「ラーケーション（体験活動推進日）利用計画・申請書」を提出、受理された後、生徒は自身の学校アカウントでGoogle Formsに必要事項を入力して送信してください。

（ラーケーション取得日数を正確に記録するために実施します）

4. 取得できない日

- ・4月始業式より4月25日までの約3週間
- ・定期考査期間及び定期考査前後1週間
- ・模擬試験日
- ・学校行事、当該学年の学年行事
- ・1～3月の全期間
- ・その他、学校が登校すべきと判断した日

5. 注意事項

- ・申請の内容（活動場所・内容）によっては、許可できない場合もあります。
- ・ラーケーションを取得した日の学びについては、家庭学習等で補います。
- ・事件事故に巻き込まれたり怪我をしたりすることのないよう、十分に注意して行動してください。
- ・怪我等があった場合、学校管理下の活動ではないため、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外となりますので、ご了承ください。
- ・体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行ってください。

【テーマパーク等でのラーケーションを検討している皆さんへ】

ラーケーション制度も3年目となり、皆さんの活用方法も多様化しています。ラーケーションは「平日休み」を推奨するものではありません。特にテーマパーク等への訪問を検討している場合、単なる「余暇・レジャー」を目的とした申請は、制度の趣旨に反するため認められません。ディズニーランド等のテーマパークは、本来「レジャー（娯楽）」を目的とした施設です。ここでの活動を「校外学習」として成立させるためには、他の施設以上に「高い専門性」と「明確な課題意識」が求められます。安易な気持ちでの申請は避けてください。

※事前提出の計画・申請書を入念に準備してください。場合によっては、ラーケーションを却下します。

【博物館・美術館・水族館等での学習を予定している皆さんへ】

これらの施設は、人類の知財や自然の神秘が集約された「学びの宝庫」です。ラーケーションを利用して、教科書だけでは得られない本物の体験に触れることを強く推奨します。有意義な時間にするために、以下のことを意識して取り組んでください。

①「問い」を持って向き合う：漫然と眺めるのではなく、「なぜこの展示方法なのか?」「この種の生態の不思議は何か?」といった自分なりの問いを持って見学してください。

②専門スタッフの知恵に触れる：解説パネルを熟読したり、可能であれば学芸員や飼育員の方の話を聞いたりするなど、深い情報収集に挑戦してみましょう。

皆さんの知的好奇心が満たされる、実りある校外学習になることを期待しています。

6. その他

- ・指導要録及び調査書における取り扱いについては、「出席停止・忌引等」となります。
- ・茨城県教育委員会のページ (<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/learcation/>)
茨城県教育委員会> 学校教育> ラーケーション(体験活動推進日)
を参照してください。

申請用紙ダウンロードQRコード



入力フォームQRコード

